

山形県

漁番 港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	離島 ・ 半島	有人国境 離島	備 考
1610010	女鹿	メカ	1	飽海郡遊佐町	遊佐町	山形県		○			S29.10.30			
1610020	吹浦	フクラ	1	飽海郡遊佐町	山形県	山形県		◎			S26.7.10			
1610030	油戸	アブラト	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○			S26.11.14			
1610040	三瀬	サンゼ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○			S27.12.29			
1610050	小波渡	コハト	1	鶴岡市	山形県	山形県		○			S27.12.29			
1610060	鈴	スズ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S27.12.29			
1610070	暮坪	クレツホ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S26.11.14			
1610080	米子	ヨナゴ	1	鶴岡市	山形県	山形県		○			S26.11.14			
1610090	温福	オンフク	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S26.11.14			
1610100	大岩川	オオイワガワ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○			S27.12.29			
1610110	小岩川	コイワガワ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S26.7.10			
1610120	早田	ワサダ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県					S27.6.23			
1620010	由良	ユラ	2	鶴岡市	山形県	山形県		○	○		S26.7.10			
1620020	堅苔沢	カタリサワ	2	鶴岡市	山形県	山形県		○	○		S26.11.14			
1640010	飛島	トビシマ	4	酒田市(飛島)	山形県	山形県		◎			S26.7.10	離島	国境離島	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。